

久喜市市有施設の木造化・木質化等に関する方針

平成30年2月14日 市長決裁

(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた県有施設の木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日知事決裁、平成23年2月23日改正）に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物をいう。
- (2) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（壁、柱、小屋組、床版等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。

(6)「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材をいう。

(木材の利用に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先して整備する市有施設及び市施工土木工事における県産木材の利用に努める。

(市有施設における木材利用の目標)

第4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、木造化に努める。

なお、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設

(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設

(3) その他、木造化することに困難な理由があるもの

2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、可能な限り木質化に努める。

3 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、県産木材を用いた製品の利用に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第5 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、間伐材等の県産木材及び県産木材

を用いた製品の利用に努める。

(木材関連業者等との連携)

第6 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(PR及び普及)

第7 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について、市民に分りやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造・木質化施設に触れ親しみ、木の持つ素材の良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造・木質化施設のPR及び普及に努める。

(利用促進に関する必要な事項)

第8 この方針の運用にあたっては、市有施設整備等の建設コスト及び維持管理等のコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値も考慮し、総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

(その他)

第9 この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この方針は、平成30年2月14日から適用する。